

中央警備室等無停電電源装置更新

仕 様 書

1. 件名

中央警備室等無停電電源装置更新

2. 目的

本仕様書は、文部科学省からの令和6年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）設備整備費補助金の交付を受け、低濃度PCB対応遂行のため、原子力機構原子力科学研究所における中央警備室、安全工学研究棟、原子炉特別研究建家、第2マイクロ通信室、第3マイクロ通信室に設置されている無停電電源装置更新を実施するために、当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

本更新は、無停電電源装置更新であるため、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、更新を実施するものとする。

3. 管理区域内作業

なし

4. 更新実施場所

原子力機構 原子力科学研究所内

- ・ 中央警備室 電気室2
- ・ 安全工学研究棟（M2階） 書庫
- ・ 原子炉特別研究建家（1階） 電気室
- ・ 第2マイクロ通信室
- ・ 第3マイクロ通信室

5. 納期・納入場所及び納入条件

1) 納期

令和 8年 2月 27日（金）までとする。

2) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

原子力機構 原子力科学研究所内 中央警備室等

3) 納入条件

据付調整後渡し

6. 更新実施期間

契約締結後 ～ 令和 8年 2月 27日（金）

詳細については、原子力機構担当者と打合せの上決定する。

7. 更新内容

7. 1 対象設備（各1台）

更新場所	更新機器（相当品）	
中央警備室	THN10K-25-200TW（210）	GS YUASA
安全工学研究棟	THA2-2000-45-SP	GS YUASA
原子炉特別研究建家	THA2-2000-45-SP	GS YUASA
第2マイクロ通信室	THA2-2000-45-SP	GS YUASA
第3マイクロ通信室	TRUSTAR-S 三相入力 10A	GS YUASA

7. 2 更新内容

7. 1 対象設備について以下の更新内容を実施する。

(1) 無停電電源装置交換

7. 1 で示す無停電電源装置の取付部品等に有害な傷・変形・破損等がないこと。
既設の無停電電源装置については、受注者が処分すること。但し、PCBが含有しているコンデンサー等については、原子力機構が指定する場所へ運搬すること。

(2) 動作確認

無停電電源装置

- ・無停電電源装置の操作パネルを操作し、異常がないこと。
- ・UPSバッテリーの電圧値に異常がないこと。
- ・UPSの入力電源を遮断して、バックアップ運転すること。
- ・運転状態を確認して、異常がないこと。

(3) 総合試運転

非常用電源設備の実負荷試験

- ・無停電電源装置の警報が発報していないこと。
- ・無停電電源装置の操作パネルの表示ランプ正常に点灯していること。
- ・UPSバッテリーの電圧値に異常がないこと。

8. 試験・検査

- (1) 工程毎に原子力機構担当者の立会による検査を行う。
- (2) 更新終了後、試運転を行い異常が無いことを確認する。

9. 支給品及び貸与品

9. 1 支給品

- (1) 電気
- (2) 水

9. 2 貸与品

なし

10. 提出書類

図書名	提出時期	部数
(1) 総括責任者・総括責任者代理届	契約締結後速やかに	1部
(2) 品質保証計画書	契約締結後速やかに	1部
(3) 実施工程表	契約締結後速やかに	1部
(4) 作業要領書	契約締結後速やかに	1部
(5) 作業手順書	契約締結後速やかに	1部
(6) 作業員名簿	契約締結後速やかに	1部
(7) 委任又は下請負届	契約締結後速やかに	1部
(8) 作業日報	作業日毎	1部
(9) 更新写真	更新終了後速やかに	1部
(10) 更新報告書	更新終了後速やかに	1部
(11) その他必要な書類	その都度	必要数

【提出場所】

原子力機構 原子力科学研究所 保安全管理部 危機管理課

1 1. 検収条件

5項に示す納入場所へ納入後、員数検査・外観検査及び「8. 試験・検査」の合格、「10. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める更新が実施されたと認めたときをもって検収とする。

1 2. 適用法規・規程等

- (1) 工事・作業の安全管理基準
- (2) 原子力科学研究所 安全衛生管理規則
- (3) 原子力科学研究所 消防計画
- (4) 原子力科学研究所 事故対策規則
- (5) 原子力科学研究所 地震対応要領
- (6) 原子力科学研究所 電気工作物保安規程・同規則
- (7) 各部の防火・防災管理要領
- (8) 作業責任者等認定制度の運用要領
- (9) その他関係法令及び規則

1 3. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し、安全性に配慮した業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び更新に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

- (4) 受注者は原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (5) 受注者は異常事態が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (6) 不測の事態が発生した場合には、迅速に対応できるよう、更新場所に工事・作業管理体制表を掲示すること。
- (7) 本更新において原子力機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は、原子力機構担当者と協議し速やかに修理すること。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項でも、技術上必要と認められる項目については、原子力機構担当者と協議し実施すること。
- (9) 本更新の実施にあたっては、関係法令及び原子力機構諸規則を遵守するとともに、原子力機構担当者と十分な打合わせのうえ実施すること。特に作業の安全には、十分留意して行うこと。
- (10) 本更新で使用する測定計器は、校正されたものを使用し更新報告書に校正証明書・試験成績書等を添付すること。
- (11) 受注者は、自ら実施する作業等の安全管理を行うこと。また、更新開始前には、KY活動及びTBMを実施し、作業の安全に努めること。
- (12) 安全に係るホールドポイント(作業等を停止・検査して安全確認をしないと次の工程に進めないチェックポイント)を作業要領書等に明確にすること。
- (13) 本更新の工程で安全確保措置が必要なとき又は更新計画を変更するときは、作業前に原子力機構担当者の確認を受けたのち実施すること。また、作業要領書に確認を受ける作業及び安全措置内容を明記すること。
- (14) 当該設備での更新の開始及び終了の際には、必ず原子力機構の作業関係者等へ連絡すること。
- (15) 撤去品については、受注者で搬出し、適切に処分すること。また、撤去品が適切に処分されたことが確認出来る書類を提出すること。
- (16) 本更新での火気使用にあたっては、適切な防火対策を講ずること。
- (17) 本更新は、電源操作を伴うため原子力機構担当者と操作手順等の打合せを十分に行い、安全確保に努めて実施すること。
- (18) 受注者は、本更新において発生した不適合について、その内容及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。
- (19) 本更新を実施するにあたり、作業責任者等認定制度の運用に伴い、原子力科学研究所が実施する現場責任者等の認定を受けた者が現場責任者になること。
- (20) 総括責任者は、作業員を兼務せずに、監督業に専念して安全確保を図ること。
- (21) リスクを回避するため手順と異なる事象が発生した場合や異常の兆候を確認

した場合は、作業を一時中断し、原子力機構担当者と作業要領書（手順）の変更等について協議すること。

（２２）受注者は原子力機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。

1 4．総括責任者

受注者は本契約更新を履行するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- （１）受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- （２）本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- （３）受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

1 5．グリーン購入法の推進

- （１）本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- （２）本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。